

## 第 2 回審議会の第 6 次プラン体系図（案）からの主な変更点について

第 2 回審議会時点から、大きく変更した点は、以下のとおりです。

- ・「ジェンダー平等」の言葉の定義  
→ジェンダー平等の中に「多様な性の尊重の課題」を内包せずに分け、  
「ジェンダー平等推進と多様な性の尊重」と併記するように変更しました。  
(言葉の捉え方が人により様々であり、過渡期であると思われるため。)
- ・目標：表現を「～環境づくり」に統一
- ・施策の方向性：目標と施策の間に、「施策の方向性」を設定。(4層構成に変更)
- ・施策：対象を可能な限り明確化

### 1 「ジェンダー平等の言葉の定義」

ジェンダー（平等）の定義に、多様な性の課題は含まない。

(理由)

- ・条例※における定義では含まれていないため、プランでジェンダー平等の言葉の定義に多様な性も含むとすると、プランでの定義が法務上必要になる。

※条例第 2 条：「性別等」の定義

(2) 性別等 性別(身体の性的特徴及び当該特徴をもとに出生時に戸籍の届出により指定された性別並びに男女の役割を固定的に捉える社会的又は文化的に形成された性別(以下「ジェンダー」という。)をいう。第 7 条第 1 項を除き、以下同じ。)、性的指向、性自認等をいう。

- ・ジェンダー平等と多様な性の尊重を分ける（併記する）ことで、対象や課題がわかりやすく、明確になる。
- ・言葉の認知度はあるものの、個人により解釈・理解に違いがある。  
(生物学的性差の sex をそのまま gender に置き換えて使用している人や場面もあり、誤解も生じやすい。)
- ・言葉の解釈について、過渡期である。
- ・多様な性の「課題は」含まないとしたのは、ジェンダー（平等）の課題の中にも性的マイノリティ（LGBTQ+）の人が含まれるため。

○ジェンダー（平等）に関する主な課題

- ・ 固定的性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭）の解消
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進
- ・ 男女の賃金格差是正の推進

○多様な性の尊重に関する主な課題

- ・ 多様な性の尊重に関する理解の促進
- ・ 性的マイノリティ（LGBTQ+）当事者に対する支援の推進

2 目標

変更前（第2回審議会 8.19 時点）	変更後
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進</li> <li>2 ワーク・ライフ・バランスの実現</li> <li>3 生涯を通じた健康支援の推進</li> <li>4 多様な性を尊重する社会の実現</li> <li>5 誰もが安心して暮らせる社会の実現</li> <li>6 暴力のない社会の実現</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり</li> <li>2 全ての人が活躍できる環境づくり</li> <li>3 生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり</li> <li>4 全ての人が安心して暮らせる環境づくり</li> <li>5 性別等に基づく暴力のない環境づくり</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例改正後、初めてのプラン策定であることを踏まえ、「ジェンダー平等推進と多様な性の尊重」を目標の1番に位置付け、プランのメインテーマであることを明確化。</li> <li>・ 目標の規模感の足並みを揃えるため、目標の語尾の表現を、「環境づくり」で統一し、規模感を整理。</li> <li>・ 誰もが安心して暮らせる社会の実現→条例の基本理念に合わせて「誰もが」を「全ての人が」に変更。</li> </ul>	

## 2 施策の方向性【新規追加】

変更前（第2回審議会 8.19 時点）	変更後
無し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解・意識づくり</li> <li>2 性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援の推進</li> <li>3 女性の活躍推進・参画促進</li> <li>4 ワーク・ライフ・バランス等の推進</li> <li>5 子育て・介護の環境整備</li> <li>5 健康支援の推進</li> <li>7 様々な困難を抱える人への支援</li> <li>8 性別等に基づく暴力の予防と根絶</li> </ol>
<p>・目標と施策の間に距離があり、目的が不明瞭であったため、目標と施策をつなぐものとして、「施策の方向性」を設定。</p>	

## 3 施策

変更前（第2回審議会 8.19 時点）	変更後
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ジェンダー平等の意識づくり・ジェンダー主流化の理解促進</li> <li>2 政策・方針決定過程への女性の参画促進</li> <li>3 女性の活躍に向けた推進</li> <li>4 学校教育におけるジェンダー平等の推進</li> <li>5 町内会・自治会における男女共同参画の推進</li> <li>6 地域防災分野におけるジェンダー平等の推進</li> <li>7 事業所等におけるジェンダー平等の推進</li> <li>8 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援</li> <li>9 家庭における男女共同参画の推進</li> <li>10 事業所等における健康経営の推進</li> <li>11 生涯を通じた女性の健康支援</li> <li>12 性と生殖の健康・権利の尊重 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市役所における理解促進・意識啓発</li> <li>2 市民に対する理解促進・意識啓発</li> <li>3 学校教育における理解促進・意識啓発</li> <li>4 事業者等に対する理解促進・意識啓発</li> <li>5 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する情報収集と提供</li> <li>6 性的マイノリティ（LGBTQ+）に対する支援</li> <li>7 女性の活躍に向けた支援</li> <li>8 政策・方針決定過程への女性の参画促進</li> <li>9 ワーク・ライフ・バランスと健康経営の実現に向けた支援</li> <li>10 男性の家庭や子育てへの参画促進</li> <li>11 子育て支援の充実</li> <li>12 介護の相談支援の充実</li> <li>13 生涯を通じた健康支援</li> </ol>

13 多様な性に対する理解の促進	14 性と生殖の健康・権利の尊重 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)
14 セクシュアル・マイノリティに対する支援	15 女性のための相談支援の充実
15 女性のための相談支援の充実	16 ひとり親家庭への支援の充実
16 困難な問題を抱える女性への支援	17 困難な問題を抱える人への相談支援の 充実
17 子育て支援の充実	18 性別等に基づく暴力に関する防止の啓 発
18 ひとり親家庭への支援の充実	19 性別等に基づく暴力に対する相談支援 の充実
19 介護の相談支援の充実	20 様々なハラスメントの防止対策の推進
20 あらゆるジェンダーに基づく暴力の根絶	
21 性犯罪、性暴力対策	
22 セクシュアル・ハラスメント等防止対策 の推進	

- ・施策の対象が不明瞭であったため、施策名で可能な限り対象を示し、明確化。
- ・家庭における男女共同参画の推進→男性の家庭や子育てへの参画促進に変更  
→施策内容（事業）が男性を対象にしたものであるため、施策名を変更
- ・生涯を通じた女性の健康支援→生涯を通じた健康支援  
→施策名の「女性の」を削除し、性別等を問わず施策の対象とするよう変更
- ・困難な問題を抱える女性への支援→女性のための相談支援の充実と、困難な問題を抱える人への相談支援の充実の内容として位置付け  
→当初、令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援法」への対応を見越して盛り込みましたが、現時点で国や県の方針が示されておらず市の対応が不明確であることや「困難な問題を抱える女性への支援」という施策名がわかりづらいため、変更。

#### 4 事業

- ・課題の追加により施策の目的が明確になったことから、それに紐づける事業を見直した。

#### 5 その他

- ・「セクシュアル・マイノリティ」の表記を、より分かりやすい表記にするため、「性的マイノリティ (LGBTQ+)」に変更。
- ・「ジェンダーに基づく暴力」の表記を、全ての人を対象にすることを示し、条例の表現と合わせるため、「性別等に基づく暴力」に変更しました。
- ・プランが「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に位置づけられていることがわかるように、体系図に明記。